8世教健第416号
令和8年10月23日

保護者の皆様へ

学校健康推進課長　近藤　由布子

区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額支給について

日頃より学校給食の運営にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

教育委員会では、やむを得ない事情により長期に欠席していることから給食の提供を受けていない児童・生徒の保護者様の負担を軽減するため、対象となるご家庭に学校給食費相当額を支給いたします。

つきましては、支給を希望される場合は、下記のとおり申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1. 支給対象

不登校や病気等のやむを得ない事情で、月の初日から末日まで欠席が見込まれる、または不登校傾向により、給食の提供を停止している児童・生徒の保護者の方。

以下の場合は対象外となります。

・受験準備/勉強に伴う欠席
・国内旅行、海外旅行に伴う欠席
・病気等による数日程度の短期間の欠席

2. 支給額

児童・生徒1人につき、給食費の1食単価に給食を停止している日数を乗じた額。

※ほっとスクール北沢に通室している児童・生徒で、昼食の提供を受けている場合は、その提供日について対象外とします。

※給食停止期間中に登校できた場合であっても、給食実施時間内であれば給食の提供を受けることは可能です。給食の提供を受けた日が月3日以内の場合は、その日数分を除いた金額を支給いたします。給食の提供を受けた日が月4日以上となる場合、当該月分は支給対象外となります。

※給食停止期間中に給食の提供を受ける場合、アレルギーによる除去食等の対応はできません。

区分	1食単価
小学校(低学年)	354円
小学校(中学年)	395円
小学校(高学年)	427円
中学校(自校・親子調理方式)	489円
中学校(共同調理場方式)	454円

共同調理方式の学校(令和8年度時点)
太子堂中学校、松沢中学校、駒沢中学校、
緑丘中学校、駒留中学校、奥沢中学校、
尾山台中学校、千歳中学校、
不登校特例校「ねいろ」分教室

裏面もあります。必ずお読みください。

3. 申請手続き

(1)提出物

別紙「支給申請書兼請求書」、「給食変更届」を下記期限までに学校へご提出ください。
申請書は学校へ提出していただき、学校経由で教育委員会が受領いたします。

(2)学校提出期限

学校への提出期限	給食停止時期・補助金支給対象
令和8年11月19日(木)	12月1日から給食停止(補助金支給対象)
令和8年12月21日(月)	1月初日から給食停止(補助金支給対象)
令和9年1月20日(水)	2月初日から給食停止(補助金支給対象)
令和9年2月22日(月)	3月初日から給食停止(補助金支給対象)

※上記の学校提出期限を過ぎてからご申請された場合は、翌月からの支給となります。ご了承ください。

4. 支給時期・支給方法

申請書に記載いただいたご住所あてに「支給決定通知書」を送付いたします。
その後、ご指定いただいた金融機関口座に4月頃お振込みいたします。

5. その他

(1)申請手続き後に、支給対象に該当しなくなった、転居・転出等による住所変更や振込口座情報の変更など、申請内容に変更があった場合は下記問い合わせ先にご連絡ください。

(2)事前に給食の提供停止の届出が無かった場合でも、学期をとおして欠席していることが確認できた場合、補助金を支給する場合がございます。その場合は1・2学期分を2月頃、3学期分を5月末までに支給いたします。

(3)本補助金以外の不登校支援については、世田谷区 HP にも記載しておりますのでご確認ください。

＜不登校の子どもへの支援＞

世田谷区 HP ⇒ 右上「検索メニュー」 ⇒ ページ ID から探す ⇒ 「12433」

https://www.city.setagaya.lg.jp/kyouikuiinkai/shien/category/12433.html

【補助金に関すること】

教育政策・生涯学習部
学校健康推進課学校給食係
電話 03―5432―2697
FAX 03―5432－3029

【不登校支援に関すること】

教育総合センター教育相談課
電話 03―6453―1511
FAX 03―6453―1534

区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額補助金に関するよくある質問

制度について

Q1.どのような制度ですか。

A1. 不登校や病気その他の事情により長期間学校をお休み、または不登校傾向により、学校給食を食べていないお子様の保護者の方に対して、学校給食費相当額を支給する制度です。

申請について

Q2.どのような場合、対象になりますか。

A2. 不登校や病気等のやむを得ない事情等により学校を月の初日から末日まで長期間にわたり欠席、または不登校傾向により学校給食を食べていない場合は対象となります。対象となる方へは学校から通知が配布されますので、確認いただき、期日までに申請してください。なお、受験準備/勉強に伴う欠席、国内旅行、海外旅行に伴う欠席、病気等による数日程度の短期間の欠席は支給対象外となります。

Q3.補助金を申請するにはまず何をすればよいですか。

A3. まず、学校へ給食の「給食変更届等」を提出し給食の提供を停止したうえで、補助金の申請書を提出してください。この補助金は、「給食変更届等」の提出により、給食の発注が止まっていることが原則となります。

Q4. 給食変更届等を学校に提出した場合、どの月から支給の対象になりますか。

A4. 補助金は月ごとに判定します。支給の対象となるのは、給食変更届等に基づいて学校で実際に給食の発注が停止され、その月に給食の提供を受けていない場合です。また、給食変更届等を下記の〆切までに提出すると、翌月分から支給の対象になります。

学校への提出期限	給食停止時期・補助金支給対象
令和8年11月19日(木)	12月1日から給食停止(補助金支給対象)
令和8年12月21日(月)	1月初日から給食停止(補助金支給対象)
令和9年1月20日(水)	2月初日から給食停止(補助金支給対象)
令和9年2月22日(月)	3月初日から給食停止(補助金支給対象)

Q5. 自分で「対象になる」と思えば、申請してよいですか。

A5. 学校へ「給食変更届等」を提出していることをご確認のうえ、申請してください。ただし、実際に支給対象になるかどうかは区で喫食状況等を確認した上で決定します。

Q6. 以前から欠席している場合も、学校へ届け出等の提出は必要ですか。

A6. 補助金の申請にあたっては、以前から不登校その他の事情により欠席が続いている場合でも、 学校へ「給食変更届等」を提出し、給食の発注停止が行われていることが必要です。以前から学校へ給食変更届を提出している場合であっても、改めて申請書とあわせてご提出ください。

Q7 給食変更届は毎月提出が必要ですか。

A7. 申請は毎月ではなく、年度内に1回です。一度申請すれば、その年度の対象月について有効です。支給額は月ごとに計算して、支給は4月頃にまとめて行います。

Q8. すでに実施しているアレルギー弁当代替補助金の支給を受けている場合は対象となりますか。

A8. 本補助金は、学校を欠席し、給食の提供を受けていない方を対象としているため対象となりません。

Q9. 補助金を申請し給食を停止している期間に登校できた場合、給食を食べることができないのでしょうか？

A9.給食提供を受けている児童生徒との均衡を図るための補助金ですので、給食を停止していただく必要があります。不登校などの事情により、いつ登校できるかわからないなどのご不安もあるかと思いますので、登校できた場合も給食をできるだけ提供ができるよう学校へは配慮をお願いしておりますので、学校へご相談ください。（月3回までは、喫食した分の給食代をその月の補助金額から差し引いて支給することとさせていただきますが、月4回以上喫食された場合は、その月は支給対象外とさせていただきます。）

Q10. 補助金申請後に状況が変わり、給食を再開する場合はどうすればよいですか。

A10. 給食変更届にて再開の旨、学校に申請してください。食材の発注の関係で、申請いただいてから給食提供の再開までお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。なお、届出から給食提供開始までの間でも、給食をできるだけ提供ができるよう学校へは配慮をお願いしておりますので、学校へご相談ください。※補助金は月単位（月の初日から末日まで）の給食停止により支給となりますので、月の途中で再開した場合、その月は補助金対象となりません。

Q11. 登校しているが給食を食べずに午前中に下校している場合は対象となりますか。

A11. 不登校傾向により、例えば、午前中のみ登校して給食を食べていない場合や、保健室に登校して給食を食べていない場合などは、対象となります。学校へ給食変更届と、申請書を提出してください。

支給額について

Q12. 支給額はどのように算定されますか。

A12. 各月の〆切日までに申請書および給食変更届を提出した場合、翌月分から月単位で支給額を算定します。例えば初回〆切の11月16日まで学校へ申請があり、学校から教育委員会に24日までに提出された場合、12月、1月、2月、3月の4か月分の支給となります。各月の支給額は、対象児童生徒の給食単価×各学校の給食実施数で算定いたします。月をまたいでの日割り計算は行いません。ただし、給食停止をしている月途中に登校でき、給食を喫食した場合は、その分の日額を引いて算出します。

Q13. 不登校等でほとんど登校していませんが、登校した日に給食の提供を受けた月も支給対象になりますか。

A13. 給食の提供を受けた日が3日以内の月であり、給食の提供を継続的に受けていないと区が認める場合は、対象となります（提供を受けた日の給食代は支給額から除外します）。

Q14. 学期をとおして欠席していますが、補助金は支給されませんか。

A14. 制度の例外として、学期の全期間欠席していることが確認できた場合は、事後的に支給する制度があります。その場合、1・2学期分を2月頃に、3学期分を5月末までに支給いたします。